

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第1-47号
2	公募日	令和8年1月13日
3	契約担当者	能代市長 齊藤滋宣
4	物品名	トイレカー
5	納入場所	能代市役所
6	納入期限	令和9年3月31日
7	当該物品の主管課	<p>総合防災課 電話番号 0185-89-2115 ファクシミリ番号 0185-89-1792</p>
8	種別	物品(総額入札)
9	主な仕様(概要)	<p>トイレカー 2台 ※仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています</p>
10	入札参加資格要件	<p>入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に登載されている者であること。 (2) 能代市内に契約の締結できる営業所を有していること。 (3) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」を選択している者であること。 (4) 本市の指名停止期間中でないこと。
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額とする。 (契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること)
12	入札予定日	<p>令和8年1月27日 (火) 午後1時40分 入札までのスケジュールは別紙のとおり</p>
13	その他	<ul style="list-style-type: none"> (1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり (2) 落札者は契約締結までに入札金額と一致する見積内訳書を提出すること (3) 本物品の契約については、能代市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年条例第41号)の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない財産の取得に該当するので、落札後、仮契約を締結し、議決後本契約を締結することとする。

入札スケジュール 品名：トイレカー

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和8年1月13日（火）正午から 令和8年1月15日（木）午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問及び同等品承諾願(書)の受付	令和8年1月13日（火）正午から 令和8年1月15日（木）午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり 同等品承諾願(書) は所定の様式による こと 提出先:物品主管課
3	同等品の承諾回答	令和8年1月16日（金）午後5時まで	承諾書の原本を入札 参加申込書に添付 すること
4	申込書類の受付	令和8年1月13日（火）正午から 令和8年1月19日（月）午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項3のとおり
5	設計図書等に対する質問への回答	令和8年1月19日（月）午前9時から回答書を掲示	掲示場所:契約検査課
6	指名通知・非指名通知	令和8年1月21日（水）	基本事項4のとおり
7	入札予定	令和8年1月27日（火）午後1時40分 会場：能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

様式第1号(第6条関係)

物品及び委託等用

物品等応募型指名競争入札参加申込書

令和 年 月 日

能代市長 齊 藤 滋 宣 様

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿登載番号)

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件(指名停止を受けていないこと等)を満たし、地方自治法施行令第167条の4(ただし、第2項は他の地方公共団体に限る)に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発注番号	第1-47号		
物品(業務)名	トイレカー		
本入札に関する連絡先	担当者名		
	電話番号	FAX番号	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

1 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。

2 仕様書等に関すること。

- (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。
 - ア 閲覧又は貸出場所 能代市総務部契約検査課
 - イ 閲覧又は貸出時間 4時間以内
 - ウ その他 設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
- (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。
 - ア 質問方法 簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
 - イ 提出先 物品・委託等の業務主管課
- (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。

3 入札参加申込等に関すること。

- (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
- (2) 申込書類の入手方法
 - ア 交付場所 能代市総務部契約検査課
電話番号 0185-89-2222
※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
 - イ 交付費用 無料
- (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
- (4) 申込書類の提出及び受付
 - ア 提出方法 持参又は書留郵便によること。
 - イ 提出先 能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
- (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあっては入札辞退届を、入札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 指名通知等

- (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
- (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（1）又は（2）の通知が入札予定日の2日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせすること。

5 入札、落札決定に関する注意事項

- (1) 能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約予定金額とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (3) 入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、1枚（1回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- (4) 入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- (5) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が1に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6 契約の締結に関すること

- (1) 契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内とする。
- (2) 契約保証金については、規則第127条の規定による。

7 その他必要な事項

- (1) 申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- (2) 提出された申込書類は返却しない。
- (3) 申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- (4) 履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- (5) 契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から30日以内に支払う。
※測量士等（所得税法第204条第1項第2号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。
- (6) 申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先
能代市総務部契約検査課
電話番号 0185-89-2222
ファクシミリ番号 0185-54-6460

トイレカー仕様書

能代市

トイレカー仕様書

第1 総則

- 1 この仕様書は、能代市（以下「発注者」という。）が購入するトイレカー（以下「車両」という。）の艤装、性能及びこれらに関する事項について定める。
- 2 車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、最新基準の排出ガス低減レベル（国土交通省規制）に適合した車両とする。
- 3 車両は、新規車両を使用し、この仕様が十分満足できる艤装とする。また、これに使用する材料は十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであり、車両及び取付品、取付装置並びに積載品、付属品はすべて新規製品のものであること。
- 4 この仕様に基づいて、一部製作できない場合、又は製作することにより機能が低下する場合は、発注者の承認を受けるものとする。また、契約後における一切の疑義は、すべて発注者の解釈に従うものとする。
- 5 付属品、積載品等の取付位置については、本仕様書の内容に不適切な場合は別途協議を行い、必要に応じて変更できるものとする。
- 6 提出書類は次によるものとする。
 - (1) 受注者は、製作に先立ちこの仕様に基づき次のものを2部提出して、製作上の細部にわたり十分打ち合わせ、承認を受けるものとする。
 - ア 製作工程表
 - イ 車両概要図
 - ウ その他、発注者で指示するもの
 - (2) 完成納入にあたっては、次の関係図書を1部提出すること。
 - ア 納品書
 - イ 車両概要図
 - ウ シャシ取扱説明書
 - エ 艤装部分取扱説明書
 - オ 自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し
 - カ その他、発注者で指示するもの。

第2 納入台数

2台

第3 仕様

この車両は、主に災害時に指定避難所等でトイレとして使用できるように、次のとおり仕様を定めるものとする。

(1) 全体構造

- ア シャシは、最新式のトイレカーに用いることができる軽自動車シャシとし、国土交通省が規制する最新の排出ガス規制に適合するものであること。
- イ 運転席・助手席はシャシメーカー標準仕様とする。
- ウ シャシは、十分な強度、幅、長さ及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであり、かつ、維持管理が経済的に行えるものであること。
- また、ステップ、ブラケット、手すり及び握り棒等の取付部分には、十分な補強を設けること。
- エ シャシフレームに艤装上の構造物及び枠組取付台等を取り付ける場合は、弛緩しない方法とすること。
- オ 車両のカギは、シャシ純正とすること。
- カ バッテリーは、車両走行用とトイレ部用（サブバッテリー）の2系統とすること。トイレ部用バッテリーの充電は車両エンジン駆動ならびに外部100V電源入力のどちらでも可能のこと。また、天井部にソーラーパネルを取付けることで、ソーラーパネルから充電も可能なこと。
- キ 燃料タンクは、排気管との関係を考慮した位置に設け、給油口（付近に給油燃料名を表示）は、給油が容易な位置とすること。
- ク 艤装ボデー部分は、軽量化、防錆、防水性及び耐久性を十分考慮するとともに、総合的な重量軽減、車両重量のバランス等を考慮しFRP製とすること。
- ケ 各ステップ及び昇降用階段はすべり止め処置を施すこと。
- コ トイレ部分への昇降用階段を2式付属すること。
- サ FRP製貯水タンク（100L以上）を設け、貯水タンクへ給水できる給水口及び強制排水口を取り付けること。貯水タンクについてはタンク残量の遠隔監視機能を設けること。また、トイレ設備へ送水するための電動ポンプを取り付けること。
また、冬季の運用を考慮し、車体には車外温度センサーを設け、配管には凍結防止用ヒーターを取り付けること。
- シ FRP製便槽タンク（280L以上）を設け、便槽タンクからの汲取口及び強制排水口を取り付けること。便槽タンクについては残量の遠隔監視機能を設けること。
- ス トイレ運用の支障となる貯水量不足、便槽タンク残量不足ならびに凍結注意など運用上の支障となる事象についてはメールサービスなどを用いて管理者に自動的に注意喚起を行えること。
- セ 発注者が指定する装備品等（別紙、装備品等一覧参照）については、別途協議して取り付けること。

(2) キャブ外装

- ア フロント左右にサイドミラーを取り付けること。
- イ 前照灯として、ヘッドライトを設けること。
- ウ 全ドアには、雨天時に有効なサイドバイザーを取り付けること。

(3) キャブ内装

- ア 運転席へ取り付ける計器類は標準装備とすること。
- イ シャシ純正エアコンを取付けること。
- ウ ステアリング装置はパワーステアリング方式とすること。また、運転席及び助手席にはSRSエアバックを設けること。
- エ キャブ内フロントガラス上面には、運転に支障となる日照を有効に遮断することができるサンバイザーを2枚取り付けること。
- オ バックカメラ（ルームミラータイプ）を適切な位置に取り付けること。
- カ 災害時における車両の配置位置が確認可能な車両部署位置管理システムを設けること。
- キ フロアマットをキャブ内床面に敷くこと。

(4) トイレ設備

- ア トイレ設備は2室（個室）とし、それぞれに専用の出入口、内扉、鏡付きの手洗い場1基を設けること。なお、2室を男女別に区別できるよう、外部に明確な表示を取り付けられること。（脱着できること）
- イ 大便器の便座は洋式便座（ウォシュレット付）とし、各便器に水洗機能及び臭い逆流防止機能（フラッパー機能）を設けること。また、各便座付近の適切な位置にトイレットペーパーホルダー、除菌液用ホルダー、トイレ用擬音装置を取り付けるとともに、各扉に施錠機能を設けること。
- ウ 個室内非常ボタンをもうけること。
- エ 換気設備及び照明設備を適切な位置に取り付けること。
- オ 衣類掛け等のフック又は荷物置き場機能を適切な位置に取り付けること。
- カ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）を設けること。
- キ トイレ室可動状況センサーを設け、トイレの満室・空室が判断可能な構造とし、Webサービスなどを用いて、車両から離れた避難所内などからもトイレ状況が確認できること。
- ク バッテリーは、車両走行用とは別にトイレ部分用に設けること。トイレ部分用バッテリーの充電は車両エンジンを駆動させる、または外部AC100V電源入力のどちらでも可能なこと。さらに、ボデー天井にソーラーパネルを取付けることで、ソーラーパネルから充電も可能なこと。

(5) トイレカー I o T システム

トイレカーに設けた各種センサーの情報をクラウド上にデータをあげることで、遠隔地でもトイレカーの稼働状況を容易に把握できるシステムを設けること。

また、複数台の運用時は同システムで複数車両を一元管理できる構造とすること。

- ・清水/汚水タンクの残量
- ・非常ボタンの作動状況
- ・G P S 情報（車両位置情報）
- ・サブバッテリー電圧
- ・空室状況
- ・稼働状況（使用頻度）
- ・気温（凍結対策）

また、以下のいずれかの状態となった際に自動的に設定したメールアドレスにメール通知する機能を有すること。

- ・清水タンクの残量がある一定の量より少なくなった場合
- ・汚水タンクがある一定の量より溜まった場合
- ・気温がある一定の温度以下となった場合

(6) 車体塗装・文字入れ及びラッピング

車両の塗装は白色とし、車体に文字入れ等をすること。

- ・左右ドアに「能代市及び市章マーク」
- ・ボディ左右及び後部に市指定のラッピングデザインを入れる。（別途協議とする）

第4 検査

完成検査（納入時検査時）は、新規登録後、発注者が指定する日時及び場所で行うものとする。

第5 補則

1 登録等について

- (1) トイレカーは糞尿車登録とすること。
- (2) 予備検査や運輸支局の新規登録検査等の必要な検査は、受注者がその手続き等一切を代行するものとする。
- (3) 納入までに要する経費（検査登録、納車費用、自賠責保険料、自動車重量税、リサイクル料など新車購入時に必要な経費）は、受注者の負担とする。
- (4) 自動車保管場所証明申請書における住所地は、発注者から別途指示する。

2 保証

本車両の保証期間は、検収の日より1年間とする。但し、保証期間以降といえども、設計不良、工作不良に起因する不都合が発生した場合は、無償にて補修、部品の取替を速やかに行なうこととする。

3 修理・点検等

納入後において、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品提供を必要とする場合は、迅速かつ円滑に対応するものとする。

4 納入

新規登録後、各部の清掃手入れを実施のうえ、発注者へ納入すること。

5 取扱説明

車両の操作及び取付品、付属品等の取扱説明を実施すること。なお、実施日等については別途協議とする。

6 納入場所

能代市役所

7 納入期限

令和9年3月31日

8 その他

この仕様にない事項については、協議のうえ、決定するものとする。

装備品等（1台当たり） ※計2台

番号	品名	数量	型式等
1	トイレカー用シャシ	1	スズキ キャリー 4WD AT（※参考車種）
2	バッテリー（シャシ部）	1	12V
3	サブバッテリー（トイレ部）	1	12V
4	バックカメラ	一式	ルームミラータイプ
5	エアコン（シャシ部）	一式	シャシ純正
6	サンバイザー	各1	運転席・助手席
7	サイドバイザー	各1	運転席・助手席
8	フロアマット	一式	ゴム製
9	サイドミラー	一式	
10	SRS エアバック	一式	運転席・助手席
11	カギ（シャシ）	一式	キーレスエントリー
12	トイレ出入口	2	架装部左右
13	貯水タンク	一式	FRP 製 100L 以上
14	便槽タンク	一式	FRP 製 280L 以上
15	室内床排水口	一式	
16	室内床防水加工	一式	
17	汲み取り口	一式	
18	便槽タンク排出口	一式	ドレーンホース付き
19	貯水タンク強制排出口	一式	
20	便器	2	簡易水洗式洋式大便器
21	ポンプ	一式	水洗トイレ用
22	換気設備	一式	天井部
23	トイレ部分昇降階段	2	トイレ出入り口昇降用
24	照明設備	一式	天井部
25	トイレットペーパーホルダー	2	便器横
26	除菌液用ホルダー	2	便器横
27	鏡付き手洗い場	2	
28	衣類掛け等フック	2	
29	小物収納スペース	2	トイレットペーパー等備品置場
30	冷風機	2	
31	ファンヒーター	2	
32	スタッドレススタイヤ	一式	

33	ETC	一式	
34	ドライブレコーダー	一式	
35	冬用ワイパー	1組	
36	車体文字入れ	一式	

同 等 品 承 諾 願 (書)

<注意>

同等品で参加する場合は、メーカー名、型式および規格等を明記（カタログ等仕様のわかるものを添付）のうえ、指定された期日までに担当課へ提出し、承諾を得てください。

同 等 品 承 諾 欄